

北上市環境保全型農業直接支払交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月26日

北上市長 **市長署名**

北上市規則第25号

北上市環境保全型農業直接支払交付金交付規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上市環境保全型農業直接支払交付金交付規則の一部を改正する規則

北上市環境保全型農業直接支払交付金交付規則（平成27年北上市規則第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献し、農業及び農村の有する多面的機能の維持又は発揮の促進を図るための活動を行う組織等に対し、北上市環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）<u>、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）</u>及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、<u>実施要綱</u>及び実施要領において使用する用語の例による。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 農業者団体等の代表者は、法第8条の規定に基づき、年度</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献し、農業及び農村の有する多面的機能の維持又は発揮の促進を図るための活動を行う組織等に対し、北上市環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）<u>、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）</u>及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、<u>要綱</u>及び実施要領において使用する用語の例による。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 農業者団体等の代表者は、法第8条の規定に基づき、年度</p>

の途中において事業計画の変更（実施要綱別紙第2第1項第4号の変更に限る。以下同じ。）の認定を受け、交付金の変更交付を受けようとするときは、北上市環境保全型農業直接支払交付金変更交付申請書（様式第2号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

別表（第4条関係）

農業生産活動等		交付単価（10アール当たり）
取組	要件	
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という）とカバークロープ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	<u>実施要綱別紙第1第4項第2号</u> 及び <u>実施要領第4第1項第2号</u> のとおり。	[略]
5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	<u>実施要綱別紙第1第4項第1号</u> 及び <u>実施要領第4第1項第1号</u> のとおり。	[略]

の途中において事業計画の変更（要綱別紙第2第1項第4号の変更に限る。以下同じ。）の認定を受け、交付金の変更交付を受けようとするときは、北上市環境保全型農業直接支払交付金変更交付申請書（様式第2号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

別表（第4条関係）

農業生産活動等		交付単価（10アール当たり）
取組	要件	
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という）とカバークロープ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	<u>要綱別紙第1第4項第2号</u> 及び <u>実施要領第4第1項第2号</u> のとおり。	[略]
5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	<u>要綱別紙第1第4項第1号</u> 及び <u>実施要領第4第1項第1号</u> のとおり。	[略]

有機農業の取組	実施要綱別紙第1第4項第8号及び実施要領第4第1項第8号のとおり。（このうち、炭素貯留効果の高い有機農業（土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークロープ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれかを実施する場合）に限り2,000円を加算）	[略]
[略]		
5割低減の取組とリビングマルチを組み合わせた取組	実施要綱別紙第1第4項第3号及び実施要領第4第1項第3号のとおり。	[略]
[略]		
5割低減の取組と草生栽培を組み合わせた取組	実施要綱別紙第1第4項第4号及び実施要領第4第1項第4号のとおり。	[略]
[略]		
5割低減の取組と不	実施要綱別紙第1第4項第	[略]

有機農業の取組	要綱別紙第1第4項第8号及び実施要領第4第1項第8号のとおり。（このうち、炭素貯留効果の高い有機農業（土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークロープ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれかを実施する場合）に限り2,000円を加算）	[略]
[略]		
5割低減の取組とリビングマルチを組み合わせた取組	要綱別紙第1第4項第3号及び実施要領第4第1項第3号のとおり。	[略]
[略]		
5割低減の取組と草生栽培を組み合わせた取組	要綱別紙第1第4項第4号及び実施要領第4第1項第4号のとおり。	[略]
[略]		
5割低減の取組と不	要綱別紙第1第4項第5号	[略]

耕起播種を組み合わせた取組	5号及び実施要領第4第1項第5号のとおり。	耕起播種を組み合わせた取組	及び実施要領第4第1項第5号のとおり。	
5割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組	<u>実施要綱別紙第1第4項第6号</u> 及び実施要領第4第1項第6号のとおり。	5割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組	<u>要綱別紙第1第4項第6号</u> 及び実施要領第4第1項第6号のとおり。	
5割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組	<u>実施要綱別紙第1第4項第7号</u> 及び実施要領第4第1項第7号のとおり。	5割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組	<u>要綱別紙第1第4項第7号</u> 及び実施要領第4第1項第7号のとおり。	
		<u>有機農業の取組の拡大に向けた活動</u>	<u>要綱別紙第1第4項第10号</u> 及び実施要領第4第1項第10号のとおり。	4,000
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北上市環境保全型農業直接支払交付金交付規則は、令和4年4月1日から適用する。